公立大学法人神戸市看護大学図書情報センター図書館利用規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第36号

公立大学法人神戸市看護大学図書情報センター図書館利用規程 (2019年4月1日規程第86号) の一部を次のように改正する。

ムエハナ仏八神戸巾有暖八十四音順報ビング	囚音貼刊用
86号)の一部を次のように改正する。	
(改正前)	(改正後)
公立大学法人神戸市看護大学図書情	<u>図書館</u>
報センター図書館利用規程	
(趣旨)	
第1条 この規程は、公立大学法人神戸市	
看護大学図書情報センター図書館(以下	図書館
「図書館」という。) における資料及び施	
設の利用に関し,必要な事項を定めるも	
のとする。	
(資料)	
第2条 図書館が管理運用する資料の種類	
は、次に掲げるものとする。	
(1) (略)	
ア~エ (略)	
オ 図書情報センター長が貴重図書と	図書館長
して指定した資料	,
力 (略)	
キ アからカまでに定めるもののほ	
か、図書情報センター長が認めた資	図書館長
料	
(2) (略)	
第3条 (略)	
(図書館の利用者)	
第4条 図書館を利用できる者は、次に掲	
げる者(以下「利用者」という。)とする。	
$(1) \sim (11)$ (略)	
(12) 前各号に掲げるもののほか, <u>図書情</u>	図書
<u>報センター長</u> が認めた者	<u>館長</u>
(図書館の開館時間)	
第 5 条 (略)	
2 図書情報センター長は、図書館の管理	図書館長
運営上特に必要があると認めるときは,	
前項の規定にかかわらず、開館時間を変	
更することができる。	
3 図書館の利用時間は、図書情報センタ	図書館長
<u>一長</u> が定め、インターネットの利用その	
他の方法で通知するものとする。	
(図書館の休館日)	
第6条 図書館の休館日は、次に掲げる日	
とする。	

(改正前)	 (改正後)
(1)~(4) (略)	(以止以)
(5) 図書情報センター長が定める図書整	図書館長
理及び蔵書点検の期間	
(6) 前各号に掲げるもののほか, 図書情	図書
報センター長が特に必要があると認め	館長
<u> </u>	<u> </u>
2 図書情報センター長は、図書館の管理	図書館長
運営上特に必要があると認めるときは,	
前項(第4号及び第6号を除く。)の規定	
にかかわらず、これらの日に開館するこ	
とができる。	
(入館の制限等)	
第7条 図書情報センター長は、次の各号	図書館長
のいずれかに該当する者に対して、図書	
館への入館を拒絶し、又は図書館からの	
退去を命ずることができる。	
$(1)\sim(3)$ (略)	
2 図書情報センター長は、次の各号のい	図書館長
ずれかに該当するときは、図書館に入館	
しようとする者に対して、入館を拒絶し、	
図書館に入館している者に対して、図書	
館からの退去を命ずることができる。	
$(1)\sim(3)$ (略)	
第8条 (略)	
(利用の停止)	
第9条 図書情報センター長は、次の各号	図書館長
のいずれかに該当した場合は,図書館の	
利用を停止し、又は制限することができ	
る。	
(1) \sim (4) (略)	
(5) 前各号に掲げるもののほか, 図書情	図書
報センター長がその利用を不適当と認	館長
めるとき。	
第10条~第11条 (略)	
(図書館カード)	
第12条 本学学生は、学生証をもって図書	
館カードとする	
2 図書情報センター長は、次に掲げる者	図書館長
に対し、図書館カードを発行する。	
(1) (2) (略)	
(3) 前2号に掲げるもののほか, 図書情	<u>図書</u>
<u>報センター長</u> が認めた者	<u>館長</u>
3 前項の規定に基づき図書館カードの交	
付を受けようとする者は、細則で定める	
ところにより、 <u>図書情報センター長</u> に対	図書館長
し、申請しなければならない。	
4 (略)	

(Jr , T + + ')	(北元狄)
(改正前)	(改正後)
5 図書館カードを紛失し、又は損傷により使用できなくなったときは、連免かに	
り使用できなくなったときは,速やかに, 図書情報センター長に対し,細則で定め	図書館長
	<u>凶音期女</u>
るところにより、その旨を届け出なけれ	
ばならない。	
6 図書館カードの有効期限,再発行その	国 李 於 旨
他必要な事項は、図書情報センター長が	図書館長
定める。	
(利用者)	
第13条 資料を閲覧できる者は、利用者と	
する。	
2 利用者は、閲覧しようとする前に、次の	
各号に掲げるものの区分に応じ,当該各	
号に定めるものを <u>図書情報センター長</u> に	図書館長
提示しなければならない。	
$(1) \sim (3)$ (略)	
(資料の閲覧の遵守事項)	
第14条 (略)	
(資料の貸出し)	
第15条 資料の館外貸出を受けることがで	
きる者は、次の各号に掲げる者(以下「貸	
出利用者」という。)とする。	
(1) (略)	
(2) 前号に掲げるもののほか、図書情報	図書館長
<u>センター長</u> が認めた者	
2 (略)	
(貸出冊数及び貸出期間)	
第16条 資料の館外貸出に係る貸出冊数及	
び貸出期間は、別表に定めるものとする。	
$2 \sim 3$ (略)	
4 第1項の規定にかかわらず、図書情報	図書館長
センター長が必要と認めたときは、館外	
<u> </u>	
期間を延長することができる。	
(貸出制限資料)	
第17条 第2条第1号イ,エ,オ及びキに定	
める資料(以下「貸出制限資料」という。)	
は、館外貸出をすることはできない。	
2 前項の規定にかかわらず、図書情報セ	図書館長
ンター長は、次に掲げる者に貸出制限資	
料を,一定期間,館外貸出をすることがで	
きる。	
(1) (略)	
(2) 前号に掲げるもののほか,図書情報	図書館長
センター長が許可した者	<u> </u>
(資料の館外貸出の予約)	
第18条 館外貸出中の資料の利用を希望す	
2011 10 11 11 11 11 11 1	

(改正前)	(改正後)
る者は,図書情報センター長に対し,予約	図書館長
の申込みをすることができる。	
(資料の貸出の遵守事項)	
第19条 貸出利用者は、次に掲げる事項を	
遵守しなければならない。	
$(1) \sim (3)$ (略)	
ア〜エ (略)	
オ 図書情報センター長が、資料の返	図書館長
却を求めた場合	
(館外貸出の制限)	
第20条 (略)	
2 (略)	
3 前2項の規定にかかわらず、図書情報	図書館長
センター長が館外貸出がやむを得ないと	
認める場合は、資料の館外貸出をするこ	
とができる。	
(資料の複写)	
第21条 (略)	
(資料の複写方法)	
第22条 資料(第2条第1号ウを除く。)を	
複写しようとする利用者は、細則で定め	
るところにより、図書情報センター長の	図書館長
許可を受けなければならない。	<u> </u>
2 図書情報センター長は、次の各号のい	図書館長
ずれかに該当するときは、前項の許可を	
しないことができる。	
$(1) \sim (4)$ (略)	
3 複写に係る費用については、図書情報	図書館長
センター長が定める。	
(著作権に関する責任)	
第23条 (略)	
(レファレンスサービス)	
第24条 (略)	
2 図書情報センター長は,古文書,美術品	図書館長
等の鑑定, 法律相談, 医療相談, 文献の解	四目印入
読,翻訳,学修課題の解答その他回答する	
ことが不適当と認められる事項に係るレ	
ファレンスサービスの依頼に対しては,	
回答を行わないものとする。	
3 図書情報センター長は、著しく経費又	図書館長
は時間を要し、他のレファレンス業務に	<u> </u>
支障を及ぼすおそれのある依頼に対し,	
文	
自合を関ることがくさる。	
第25条 他の大学図書館等が所蔵する資料	
第25条 他の人子図書館寺が別慮する賃料 を相互利用しようとする法人役職員及び	
本学学生は、細則で定めるところにより、	
千十工は、神則(ためるここつにより、	

(改正前) (改正後) 図書情報センター長の許可を受けなけれ 図書館長 ばならない。 2 図書情報センター長は、他の大学図書 図書館長 館等から所蔵する資料の相互利用につい て依頼があった場合は, 資料の保存及び 管理並びに本学の調査研究及び教育上支 障がないと認める範囲でこれに応ずるも のとする。 3 (略) 第26条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 前号に掲げる者のほか、図書情報セ 図書館長 ンター長が認めた者 3 前項各号に掲げる者で図書館に設置さ れている情報を検索することが可能な貸 出用のパーソナルコンピュータを利用し ようとする者は、細則で定めるところに より,図書情報センター長の許可を受け 図書館長 なければならない。 4 (略) (施設の利用) 第27条 AVコーナーを使用しようとする 次に掲げる者は、細則で定めるところに より、図書情報センター長の許可を受け 図書館長 なければならない。 (1) (略) (2) 前号に掲げるもののほか、図書情報 図書館 センター長が認めた者 長 キャレルコーナー, ラーニング・コモン ズを使用しようとする前項第1号に規定 する者は、細則で定めるところにより、図 义 書情報センター長の許可を受けなければ 書館長 ならない。 3 図書情報センター長は,第1項及び前 図書館長 項の許可にAVコーナー, キャレルコー ナー又はラーニング・コモンズ (以下「貸 出施設」という。)の管理運営上必要な条 件を付し, 又はこれを変更することがで きる。 第28条 (略) (許可の取消し等) 第29条 図書情報センター長は、貸出施設 図書館長 の使用者が次の各号のいずれかに該当す るときは、第27条第1項又は第2項の許 可を取り消し, 又は貸出施設の使用を制

限し、若しくは使用の停止を命ずること

(改正前)	(改正後)
ができる。	
$(1) \sim (3)$ (略)	
2 図書情報センター長は、次の各号のい	図書館長
ずれかに該当するときは、貸出施設の使	
用者に対し,前項に規定する許可の取消	
し等をすることができる。	
$(1) \sim (2)$ (略)	
(立入り等)	
第30条 図書情報センター長は、図書館の	図書館長
管理上必要があると認めるときは、使用	
を許可した貸出施設に立ち入り、関係者	
に質問し、又は必要な指示をすることが	
できる。	
第31条 (略)	
2 図書情報センター長は、貸出施設の使	図書館長
用者が前項の義務を履行しないときは、	
その原状回復に必要な措置をとるべきこ	
とを命ずることができる。	
(施行細則の委任)	
第32条 (略)	
附則	
この規程は,2019年4月1日から施行する。	7/1 81
	<u>附 則</u> - この担犯は、0005年4日1日から作行む
	<u>この規程は、2025年4月1日から施行す</u>
	<u> 3.</u>